

会 議 録

会 議 の 名 称		第 1 回障害を理由とする差別の解消の推進に関する豊中市職員対応要領 検討部会	
開 催 日 時		令和6年(2024年)11月15日(金)10時00分～11時10分	
開 催 場 所		地域共生センター3階大会議室	公 開 の 可 否 ○可・不可・一部不可
事 務 局		福祉部 障害福祉課	傍 聴 者 数 0人
公 開 し な か っ た 理 由			
出 席 者	委 員	星屋部会長、北野副部会長、寺本委員、湯川委員、上田委員 以上、5名	
	事 務 局	酒井課長、細貝主幹、畑主幹、阿部補佐、増子主査、大汐主事	
	そ の 他		
議 題		案件1. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する豊中市職員対応要領の 改正について 案件2. その他	
審 議 等 の 概 要 (主な発言要旨)		別紙のとおり	

議事要旨

○開会あいさつ

○事務局より会議の案内ならびに配布資料の確認

【案件1】障害を理由とする差別の解消の推進に関する豊中市職員対応要領の改正について

（事務局）

- ・案件1について説明。

（部会長）

- ・障害者差別にあたる、あたらないなど、相談を受けた時にどのように対応すべきか、それをどのような形で表現していくのか、分かりやすい形を考えていきたい。

（副部会長）

- ・大阪市の差別解消支援地域協議会の部会長をやっている。豊中市の職員対応要領は細かく記載されていて評価する。令和5年度に内閣府が基本方針を改正したことはとても大きい。

内閣府から不当な差別的取扱いに該当する例及び合理的配慮の提供義務違反に該当する、該当しない例が細かく示された。当時の議論で、詳しく例をあげるとそれ以外が排除される可能性があるという反対される委員、そうでない委員がいた。議論の中で例をあげることになったが、例だけにとらわれないような文言を記載してほしいとの話が合った。それを踏まえても、豊中市はしっかり書きつけられている。

- ・様式2の合理的配慮の申出又は障害者差別に関する相談報告書の申出者又は相談者の障害種類にその他、不明とあるがどういった場合に該当するのか教えてほしい。

- ・第2章1（3）その他留意すべき点に記載されている日本語は誤りか。

（事務局）

- ・様式2の申出者又は相談者の障害種類については大阪府に確認する。
- ・第2章1（3）その他留意すべき点に記載されている誤りについて修正する。

（委員）

- ・「車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や」と記載されているが、支援機器とは何を指しているのか。

（事務局）

- ・表現が分かりづらいので、例示を入れるなど検討する。

（委員）

- ・庁舎のカウンターに行った際等、「どうぞ」と一声かけてほしい。人がいるかわからない。また、状況が変わるときにも一声かけてほしい。

（事務局）

- ・対応要領にも追記を検討する。

（委員）

- ・対応要領の対象範囲である職員の記載が変わったのはなぜ。

（事務局）

- ・名称が変わったため。

（委員）

- ・細かく書かれているのは評価できる。このとおりにいくのが心配。対応要領ができたなら、次はもっと誰でも理解できるものを作ってみた方がいいのかなと思う。

(事務局)

- ・次回、内容を検討して概要版などをお示ししたい。

(副部会長)

- ・「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の提供」に係る法的判断の検討プロセスフロー図の取扱いについては悩ましいところであり、内容を再確認し次回の検討部会で意見を述べたい。

【案件2】その他

(事務局)

- ・次回開催案内

以上